

催し・講座

障がい者青年学級新入生募集

市内在住で障がい者手帳をお持ちの18歳以上(2022年4月1日現在)の方。原則第1・3日曜日または第2・4土曜日、午前10時～午後4時。生涯学習センター、ひかり療育園。主に知的障がいのある方が中心となって「生きる力・働く力の獲得」を目的とした、音楽・劇・スポーツ・その他創作活動・料理・合宿・日帰り旅行等の学習活動を行う。定員5人/応募者多数の場合、4月17日(日)午前11時から抽選会を行います。また、入級予定者には、当日午後1時に個別面談を行います。住所・氏名・電話番号・年齢・障がいの種類と程度・応募動機を明記し、4月13日までに(消印有効)に封書で、生涯学習センター(〒194-0013、原町田6-8-1)へ。
 問同センター ☎728・0071 FAX 728・0073

ダンボールコンポスト講習会

参加者にはダンボールコンポスト1セット(幅37cm、奥行き33cm、高さ32cm、重さ約7kg)をお持ち帰りいただけます。過去に受講したことがある方は申し込みできません。
 市内在住の方 4月26日(火)、27日(水)、午後2時30分～午後4時。場町田市バイオエネルギーセンター講(一財)まちだエコライフ推進公社。定員14人(申し込み順) 4月5日正午～14日午後7時にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベントダイヤル220405Aへ。
 問環境政策課 ☎797・0530

なんでもスマホ相談室

●開催時間が変わりました 4月から時間帯を午前に変更し、スマートフォンの基本操作、メールの送受信、インターネット検索など初歩的な相談をマンツーマン形式で行います。スマートフォンをお持ちでない方には、タブレット端末を貸し出します。

南多摩斎場
ダイオキシン類等調査結果
 問南多摩斎場 ☎797・7641、町田市市民総務課 ☎724・4346

昨年11月2日に火葬炉排ガス中のダイオキシン類等の測定を行いました。なお、火葬によるダイオキシン類の発生や焼骨の損傷を防ぐため、棺の中に副葬品(特にプラスチック製品や化学繊維製品等)を入れないよう、ご協力をお願いします。

調査項目(単位)	4号炉	9号炉	指針値等
ダイオキシン類濃度(ng-TEQ/m ³)	0.30	0.33	5(※1)
ばいじん濃度(g/m ³)	0.03	0.036	0.15(※2)
塩化水素濃度(mg/m ³)	5	12	700(※2)
硫黄酸化物濃度(ppm)	1未満	2	無し
窒素酸化物濃度(ppm)	110	100	250(※2)

※1 「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」による指針値
 ※2 「大気汚染防止法」の廃棄物焼却炉(焼却能力2t/h未満)の規制値(参考値)

市内在住の方 第1・3土曜日、第2・4火曜日、午前9時～午後0時10分(1人30分) 場生涯学習センター。定員各10人(申し込み順) 直接または電話で同センターへ。

●町内会・自治会に出張します 町内会・自治会に出張して、スマートフォンの基本操作、メールの送受信、インターネット検索など初歩的な相談をマンツーマン形式で行います。スマートフォンをお持ちでない方には、タブレット端末を貸し出します。定員6団体(抽選、各団体10人まで) 4月1日午前9時～28日午後5時に電話で同センターへ。

◇
未経験者応援プログラム
介護の入門的研修

介護に関する基本的な知識や技術を学ぶ研修です。全課程を修了すると修了証が発行され、介護の資格研修

(まちいきヘルパー養成研修、介護職員初任者研修など)が一部免除される場合があります。なお、最終日に就労相談会を行います。希望者は研修終了後も介護の仕事へのマッチングなど継続した就労支援を受けることができます。
 これから介護の仕事をしてみたい方、介護を学びたい方等 5月24日、31日、6月7日、14日、21日、いずれも火曜日午前10時～午後4時、全5回/5月24日は午後4時30分、6月14日は午後3時まで。場町田商工会議所。定員30人(申し込み順) 住所・氏名・電話番号・生年月日を明示し、5月10日午後5時までに電話またはメールで町田市介護人材開発センター(☎860・6480) info@machida-kjkc.jp、受付時間=祝休日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)へ(同センターHP[右記二次元バーコード]で申し込みも可)。
 問いきいき総務課 ☎724・2916



町田市ロゴマーク
「いいことふくらむまちだ」で魅力を発信しよう!
 問広報課 ☎724・2101

町田市ロゴマーク「いいことふくらむまちだ」は、市民の皆さんの町田への愛着・誇りを高め、町田の魅力をより効果的に市内外に発信していくためのシンボルです。
 まちだの「ひと×まち」のエネルギーが成長して、未来への可能性・期待感がどんどん膨らんでいく様子、そして市民の皆さんの満足や期待感が膨らんでいく様子を表しています。
 ロゴマーク上部に好きな言葉を入れて自分だけの「いいことふくらむまちだ」にアレンジして使うことができます。

ロゴマークは、市民の皆さんをはじめ、多くの方に使用していただくことを目指しています。作成の趣旨に反しない限り、原則誰でも自由に無料でお使いいただけます。
 ※使用に当たっては、市HP(右記二次元バーコード)の「町田市ロゴマーク使用の手引き」をご確認ください。



町田市のお得な制度を活用しませんか 市内事業者への支援制度 問産業政策課 ☎724・3296

市では、市内事業者の皆さんに活用いただける各種支援制度を用意しています。申請書類等の詳細は、市HPをご覧ください。

補助制度

【新商品・新サービス開発への補助】

市内の中小企業者(3か月以上事業を営んでおり、市税を完納していること)

補助対象事業 対象者が単独または他企業と連携して行う、新たな商品・サービスの開発及び実証実験
 ※交付決定日から2023年2月28日までに実施するもの

補助対象経費 新商品・新サービスの開発経費及び実証実験経費

補助率及び補助上限額 補助対象経費の2分の1(上限200万円)

申請書(市HPでダウンロード)に必要書類を添えて、5月31日までに郵送(必着)で産業政策課へ。

【産業見本市出展への補助】

市内の中小企業者(1年以上事業を営んでおり、市税を完納していること)

補助対象事業 2023年3月31日までに、国内、国外またはオンラインで開催される見本市・展示会等に出席する事業(一部を除く)

補助対象経費 主催者へ支払う出展料及びコンテンツ作成委託料

補助率及び補助上限額 一般事業者=

2分の1以内、小規模事業者=3分の2以内、町田市トライアル発注認定事業者が認定商品をPRするために出展する場合=4分の3以内(上限30万円)

申請書(市HPでダウンロード)に必要書類を添えて、事業開始前までに郵送で産業政策課へ。

【特許権等の産業財産権取得への補助】

市内の中小企業者(1年以上事業を営んでおり、市税を完納していること)

補助対象事業 2023年3月31日までに終了する次のいずれかの事業 ①特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願②特許出願に係る出願審査請求
 補助対象経費及び補助率 ①の場合=出願印紙代全額と出願に係る弁理士手数料の2分の1の額を合計した額(上限10万円、ただし商標権は5万円)、②の場合=特許出願審査請求印紙代全額と出願に係る弁理士手数料の2分の1(上限2万5000円)の額を合計した額(上限10万円)
 ※小規模事業者の、出願に係る弁理士手数料の補助率はいずれも3分の2の額となります。
 ※早期審査請求や電子申請等に係る弁理士に支払う手数料は補助対象外です。

申請書(市HPでダウンロード)に必要書類を添えて、事業開始前までに郵送で産業政策課へ。

【事業承継への補助】

次のすべての要件を満たす中小企業者(個人事業主は対象外) ①市内に本社がある②1年以上事業を営んでいる③市税を完納している

※事前に実施計画について「町田市事業承継推進ネットワーク」の確認を受けていることが要件となります。

補助対象経費 2023年3月15日までに実施する、次のいずれかの事業に係る経費 ①専門事業者によるコンサルティング等を受ける事業②専門事業者によるM&Aの仲介を委託する事業
 ※予算上限に達した場合、その時点で受け付けを終了します。

補助率及び補助上限額 対象経費の2分の1(上限50万円)

申請書(市HPでダウンロード)に必要書類を添えて、11月30日までに直接または郵送(必着)で産業政策課(市庁舎9階)へ。

認定事業

【町田市トライアル発注認定制度】

市内事業者が開発する新規性の高い優れた商品・サービスの信用力向上や販路拡大を支援するため、「町田市トライアル発注認定制度」により、一定の基準を満たした商品及び開発

した事業者を認定しています。

認定された商品は、市が作成する「認定商品カタログ」や広報まちだ、市HP等に掲載します。また、認定期間中は市の中小企業融資制度や産業見本市出展支援事業においても優遇を受けることができます。

市内の中小企業者(1年以上事業を営んでおり、市税を完納していること)

対象となる商品・サービス 申請日から5年以内に販売を開始したもので、以下の要件をすべて満たしているもの ①既存の商品とは著しく異なり、優れた使用価値を有している②技術の高度化や生産性の向上、市民生活の利便の増進に寄与するなど、有用性があると認められる③生産・販売の方法や、資金調達の方法などが確実に実行可能である

※食品並びに医薬品、医薬部外品及び化粧品を除きます。

認定期間 認定された日から2025年3月31日まで

審査方法 専門機関による書類審査及び「町田市トライアル発注認定制度選考懇談会」での学識経験者等による意見聴取(事業者プレゼンテーション有り)

申請書(市HPでダウンロード)に必要書類を添えて、5月31日までに郵送(必着)で産業政策課へ。